

2018年8月10日

総務大臣 野田 聖子 様

公務労組連絡会  
議長 猿橋 均  
日本自治体労働組合総連合  
中央執行委員長 猿橋 均  
全日本教職員組合  
中央執行委員長 中村尚史

## 2018年人事院勧告の取り扱いに関する要請書

貴職の地方公務員の賃金・労働条件の改善に向けたご努力に敬意を表します。

人事院は8月10日、政府と国会に対し2018年度の給与勧告等を行いました。勧告は、2018年春闘における民間賃金の引き上げ状況を反映し、月例給・一時金ともにプラス改定となりましたが、生活改善には到底結びつかない低額改定に止まりました。

さらには、昨年につき、「成果主義」賃金を推し進める勤勉手当を引き上げる一方で、定年引き上げにともなう60歳以降の賃金水準引き下げや再任用職員への生活関連手当支給見送りなど、重大な問題点を持つものです。これらは、地方の公務職場の影響を大きく受ける地域民間労働者の賃金改善にも結びつかず、政府・与党が推進する「地方創生」に自ら水を差すものと言わざるをえません。

また、人事管理に関する報告では、長時間労働の是正へ向け労働時間の上限規制など強調されていますが、地方を含む公務職場においても、いのちや健康が危ぶまれるような状況が蔓延する中、長年の「人員削減ありき」の人事管理から「必要な人員の拡充」への転換こそ求められています。

つきましては、こうした人事院勧告が出されたもと、今後の地方自治体における人事委員会勧告の内容や取り扱い、地方自治の原則にもとづいた自主的な賃金・労働条件決定の尊重等について、下記の通り要請します。

### 記

1. 地方公務員の賃金・労働条件の決定にあたり、地方自治体の自主性・主体性を尊重すること。国家公務員賃金制度の画一的な地方自治体への押し付けは行わないこと。
2. 「行革インセンティブ」として、財政措置を利用した地方公務員の賃金・労働条件切り下げの強制は行わないこと。

以上